

修繕工事

給水装置の原形を変えないで、給水管・給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事

撤去工事

給水装置を配水管の分岐部から取り外す工事

止水栓止工事

宅地開発事業に伴い、止水栓までの給水装置を設置する工事

(3) 給水装置工事の施行

給水装置工事は、宇治市長（以下「管理者」という。）が法第16条の2第1項の指定をした指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）が施行する。

(4) 指定給水装置工事事業者制度

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。（法第16条の2第1項）

指定工事事業者制度は、給水装置の構造及び材質が、政令第5条に定める基準に適合することを確保するため、管理者が、給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者を指定する制度である。

指定業者が行う給水装置工事は、技術力を確保するため、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）のもとで行う。

(5) 給水装置工事主任技術者の責務

主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。

- ）給水装置工事に関する技術上の管理
 - ）給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - ）給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - ）その他厚生労働省令で定める職務
- （法第25条の4第3項）